

佐八酒消組監第16号
平成24年9月4日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 巖 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
代表監査委員 今 井 誠 治
監 査 委 員 内 海 和 雄

平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成23年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査
した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成24年8月28日（火）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書等に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものと認めます。

2 要望事項

昨年の中日本大震災発生の中でも、職員の皆さんが変わらない消防業務を動揺することなく遂行されてきたのだろうと推察します。

今後とも地域住民の安心・安全を守っていくため、より一層適正な消防業務の執行を要望します。